

東串良町 带状疱疹任意予防接種費用助成事業

令和6年4月1日以降に予防接種を受けられた以下の方が対象となります。

対 象 者	東串良町内に住所を有している満50歳以上の方で、带状疱疹定期接種の対象者以外の方。ただし、過去に带状疱疹ワクチンの接種費用助成を受けていないこと。	
ワクチンの種類	生ワクチン	不活化ワクチン
接種(助成)回数	1回	2回
助成金額(上限)	4,000円/回	10,000円/回 ※1回目と2回目の接種日の間隔が6か月を超えると助成対象となりません。
申 請 方 法	以下の必要書類等をご準備の上、福祉課で申請をお願いします。 ① 予防接種の種類を証明する書類(診療明細書、予診票の写し等) ② 領収書 ③ 金融機関通帳等又はその写し ④ 印鑑(シャチハタ不可) ⑤ 申請書 ※ 申請書は、町ホームページ掲載又は東串良町役場福祉課で配布します。 ※ 申請期限は、予防接種後1年以内です。	

带状疱疹は、水痘(水ぼうそう)と同じウイルスで起こる病気です。

水ぼうそうが治った後も、体内に潜伏していて、加齢やストレスなどによる免疫機能が低下すると、ウイルスが再び活性化して、带状疱疹を発症します。50歳以上から発症率が高くなると言われています。

問合せ先：東串良町役場 福祉課 国保保健衛生係

電話 0994-63-3103 (内線126・127)

